

九 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府・大蔵省令第四十二号）

改正案	現行
<p>附則 (経過措置) 第二条 (削る)</p> <p>協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十一条第一項の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）が作成する説明書類の記載事項のうち、この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十二条の二第一項第三号ロの(10)に掲げるものについては、平成十年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、記載することを要しない。この場合において、平成十一年三月三十一日前に終了する事業年度に係る新規則第十二条の二第一項第三号ロの(10)に掲げるものの記載にあたっては、銀</p>	<p>附則 (経過措置) 第二条 この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第六条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第六項第一号に規定する短期社債等に係るものを除く。）及び新規則第六条第四項第四号に掲げるものについては、当分の間適用しない。</p> <p>2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十一条第一項の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）が作成する説明書類の記載事項のうち、新規則第十二条の二第一項第三号ロの(10)に掲げるものについては、平成十年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、記載することを要しない。この場合において、平成十一年三月三十一日前に終了する事業年度に係る新規則第十二条の二第一項第三号ロの(10)に掲げるものの記載にあたっては、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式にかかわらず、なお従前の例による。</p>

2| 行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式にかかわらず、な
・3| お従前の例による。
(略)

3|
・4|
(略)